

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第4号

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第67号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(条例別表第2の規則で定める事務及び情報) 第4条 (略) 2 条例別表第2の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第44条第1号に規定する要保護者等に準ずる者に係る同号ハからホまで、 <u>リからレまで、ク及びヤ</u> に掲げる情報とする。	(条例別表第2の規則で定める事務及び情報) 第4条 (略) 2 条例別表第2の規則で定める情報は、生活に困窮する外国人であって省令第44条第1号に規定する要保護者等に準ずる者に係る同号ハからホまで、 <u>リからルまで、ワからヨまで、ク及びマ</u> に掲げる情報 <u>並びに同号ヲに掲げる情報に準ずる情報</u> とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。